

合法木材・間伐材・発電利用に供する 木質バイオマス供給事業者認定 規定集

平成 18 年 8 月 10 日制定

平成 21 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 1 月 7 日改正

一般社団法人福岡県木材組合連合会

目 次

- 1 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範
- 2 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領
- 3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定手数料規定
- 4 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定審査委員会運営規定
- 5 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定基準

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に 供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

(一社) 福岡県木材組合連合会
平成 25 年 1 月 7 日

平成 17 年 7 月に英国で開催された G 8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

また、政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

これらを踏まえ、一般社団法人福岡県木材組合連合会（以下 県木連）は、

- ・ 違法伐採対策として、合法性、持続可能性が証明された木材の供給
- ・ コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者による、これらについて間伐材由来であることの確認への取り組み
- ・ 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組みに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

- 1 県木連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

- 2 県木連は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

- 3 県木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（他の団体との連携）

- 4 県木連は、違法伐採対策の実施に当たっては、他の木材産業関係団体等との連携を図る。

（間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進）

- 5 県木連は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に努力するものとする。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

- 6 県木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(会員事業者等の認定)

- 7 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」及び「間伐材チップの確認のためのガイドライン」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、本団体の会員事業者等の認定を行い、合法性、持続可能性が証明された木材の供給及び間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

- 県木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人福岡県木材組合連合会

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人福岡県木材組合連合会（以下「県木連」という）が平成18年8月10日に制定した「合法木材供給に関する自主行動規範」、平成25年1月7日に制定した「間伐材チップの確認に関する自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であること、の確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、(様式-1)で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を県木連へ提出しなければならない。
- 2 1の認定申請の提出には、別記1で定める認定手数料及び年度維持費とともに県木連に提出することを要する。
- 3 県木連は、当要領第四に定める「審査委員会」の結果、認定を受けることができなかった申請者には年度維持費を返納するものとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途（別記2 運営規定のとおり）定めることとする。
- 3 県木連は、審査結果を申請者に通知（様式－2）するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ①合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

- ③合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は第四に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、（様式－3）で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。

- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、(様式-4)とする。

第八 実績報告

- 1 認定事業者は、(様式-5)で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに、県木連に報告しなければならないものとする。
- 2 県木連は、認定事業者の報告を取りまとめ、全国木材組合連合会に報告しなければならない。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、県木連から、検査実施の通知を受けた場合は、検査に要する情報の提示・提出に応じると共に、立入検査に協力しなければならない。

第十 認定取消

- 1 県木連は、認定事業者が次の何れかに該当するときには、当該事業者の認定を取り消すことができるものとする。
 - ① 当要領第七に規定する証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 当要領第五に規定する認定要件に適合しなくなったとき。

- ③ 認定事業者から取消申請がなされたとき。
- 2 県木連は、当該事業者の認定取消を行った時には、(様式-6)で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の継続

- 1 認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、「認定申請書(継続)」(様式-7)を県木連に提出しなければならない。
- 2 1の認定申請(継続)の提出には別記1で定める年度維持費とともに県木連へ提出することを要する。
- 3 前項の年度維持費は認定の継続がされなかった場合は、県木連は申請者に返納するものとする。

附 則 この実施要領は、平成25年1月7日から施行する。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定申請書

平成 年 月 日

(一社) 福岡県木材組合連合会

会 長

殿

(申請者)

木材登録番号 :

事業者名称 :

代表者名 :

郵便番号・所在地

印

T E L

F A X

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて

- ① 合法木材供給事業者
- ② 間伐材供給事業者
- ③ 木質バイオマス供給事業者 の認定を申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱い木材・木製品目、年間取扱数量 : 別添のとおり
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(工場・機械設備・土場・倉庫等)
の配置状況 : 別添のとおり
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : 別添のとおり
- 5 その他 :

注1 : ①②③の内、該当を○で囲んで下さい。

2 : 5その他には、資格 (I S O、J A S等) を持っていれば記入してください

様式－１の２（事業者の認定推薦書）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者の認定推薦書

平成 年 月 日

（一社）福岡県木材組合連合会

会 長

殿

（推薦者）

組合名

代表者名

印

所在地

このことについて、下記申請者より提出された
の認定申請書については、適切ですので「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、審査されるようお願いいたします。

① 合法木材供給事業者

② 間伐材供給事業者

③ 木質バイオマス供給事業者

記

（申請者）

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

注１：①②③の内、該当を○で囲んで下さい。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定結果について（通知）

平成 年 月 日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会

会 長

平成 年 月 日付で申請のあった_____の認定について、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

記

1 認定番号：（一社）福岡県木材組合連合会

_____認定 第 号

2 名 称：

3 代表者：

4 所在地：

5 有効期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

様式－２の２ 審査結果通知（不認定）

**合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定審査結果について（通知）**

平成 年 月 日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会

会 長

平成 年 月 日付で申請がなされた_____の認定について、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づく審査の結果、この度の申請書類にては認定するにいたりませんでしたので、その旨お知らせいたします。

事業者認定書

平成 年 月 日

殿

(一社) 福岡県木材組合連合会

会 長

平成 年 月 日付で申請のありました_____の認定申請書について、福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

記

1 認 定 番 号 : (一社) 福岡県木材組合連合会

_____ 認 定 第 号

2 名 称 :

3 代 表 者 :

4 所 在 地 :

5 有 効 期 間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) : 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

様式－４ 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明書 (流通・加工段階における証明書の場合)

番 号
平成 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に
供する木質バイオマスの証明書

殿

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
団体認定番号 :

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹 種 :
2. 品 目 (注③) :
3. 数 量 (注④) :
4. その他必要事項 :

注① 上述 1～4 の項目に○で明記すること。

② 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

③ 丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

④ 商取引上の単位 (m³、本、kg、枚など) にて記述して下さい。

⑤ 持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述を付加して下さい。

様式－5 実績報告書

平成 年 月 日

(一社) 福岡県木材組合連合会
会 長 殿

認定番号 : 第 号
 事業者名称 :
 代表者名 : 印
 郵便番号・所在地
 T E L F A X

**合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告書**

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第八の規定により、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4 月 1 日～ 平成 年 3 月 31 日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
3. 2. のうち、発電利用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
4. 2. のうち、発電利用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³

(注)：出荷量が入荷量を上回る場合は、備考としてその理由を記述して下さい。

の認定の取消通知書

平成 年 月 日

殿

(一社) 福岡県木材組合連合会
会 長

貴事業者については、平成 年 月 日付で認定事業者として認定しましたが、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第十の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認 定 番 号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代 表 者 名 :
- 4 所 在 地 :
- 5 取 消 理 由 :

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

（一社）福岡県木材組合連合会
会 長

殿

（申請者）

認定番号 第 号

事業者名称

代表者名 印

郵便番号・所在地

TEL

FAX

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて

① 合法木材供給事業者

② 間伐材供給事業者

③ 木質バイオマス供給事業者 の認定（継続）を申請します。

（当初の認定申請後に下記事項に変更がない場合は、変更無い旨を、変更が生じている場合は、その内容を記載して下さい。但し、過去3年間の実績については、必ず記載をお願いします。）

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱い木材・木製品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量（別紙のとおり）
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（工場・機械設備・土場・倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他

（注）1：①②③の内、該当を○で囲んで下さい。

（注）2：6その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

別紙

合法性の証明された木材・木材製品の過去3年間の取扱実績

業 種		合法性の証明された木材・木製品の 取扱数量（出荷量）m ³			備 考
		年度	年度	年度	
素 材 生 産					
素 材 流 通					
木材加工	チップ				
	製 材				
	合 板				
	集成材				
	木質ボード類				
	その他				
木材流通	製 材				
	合板・ボード類				
	集成材				
	その他				
その他	(住宅会社の 自家用製材品)				
計					

* 取扱数量については、毎年のお取扱実績報告から記載

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定手数料規定

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第三に規定する認定手数料及び年度維持費を1事業者当たり下記のとおり定める。

記

- | | |
|---------|---------|
| 1 認定手数料 | 10,000円 |
| 2 年度維持費 | 12,000円 |

注)：認定手数料のうち 3,000円
年度維持費のうち 2,000円

は各組合経費とする。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定審査委員会運営規定

(一社) 福岡県木材組合連合会
平成 25 年 1 月 7 日

第一 目 的

当運営規定は、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第四に規定する「審査委員会」の運営に関する事項を定める。

第二 名 称

〔(一社) 福岡県木材組合連合会 [合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定審査委員会] 以下審査委員会〕とする。

第三 委 員

委員の構成は、「(一社) 福岡県木材組合連合会理事会」(以下県木連) の構成委員とする。

第四 会 長 等

委員会の会長及び副会長は県木連の会長、副会長をもって充てる。

第五 委員会

委員会は委員総数の 2 / 3 以上をもって成立するものとする。

第六 適否判定

認定の適否は出席者の 1 / 2 以上をもって適否を決定するものとする。

第七 立入調査

委員会は、適否判定に先立ち必要あるときは、委員のうち会長の指名する者を持って立入調査を行うものとする。

立入調査に際しては、事前に委員会長をもって相手方に通知を行うものとする。

第八 結果報告

委員会は、適否の判定結果を速やかに県木連会長に報告するものとする。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する 木質バイオマスの証明に係る事業者認定基準

(一社) 福岡県木材組合連合会

平成 25 年 1 月 7 日

第一 認定条件

- 1 福岡県木材組合連合会会員であること
- 2 福岡県木材業登録業者であること
- 3 福岡県内に営業所、事業所を登記している者であること。

第二 認定要件

認定申請する木材とそれ以外の木材について

- 1 分別管理可能な場所を有していること。 {平面図に明記のこと}
- 2 分別管理方法が定められていること。 {分別管理規定策定のこと。}
- 3 分別管理簿等の整備がなされていること。
- 4 関係書類が5年間保存されていること。
- 5 取扱責任者を必要数選任していること。

【参考】

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者
平成 年 月 日作成

本方針書は、福岡県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成〇年〇月〇日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電利用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上